

災害発生時等の帰宅困難者等対策検討委員会 規約

令和 7 年 1 0 月 2 4 日
内閣府政策統括官(防災担当)

(目 的)

第1 大規模地震の発生を受けて発生する帰宅困難者等対策の諸課題だけでなく、
・令和7年7月30日に発生した「カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震」などの
遠地地震に伴う津波警報等の発表を受けて発生する帰宅困難者等対策の諸課題
・様々な状況下における帰宅困難者等対策のあり方

についても、有識者によって機動的に検討する体制の確保が必要である。

このため、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を発展的に解消し、本委員会を開催することで、これらの諸課題について検討するものとする。

(委員等)

第2 委員会の委員等は、別紙のとおりとする。

(座 長)

第3 委員会に座長を置く。

2 座長は、委員会の議事を総括する。

(事務局)

第4 委員会の事務局を、内閣府政策統括官(防災担当)に置く。

(議 事)

第5 委員会は、座長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

2 座長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、委員会を開くことができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(議事要旨)

第6 事務局は、委員会の終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

(雑 則)

第7 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。